

新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時：令和2年2月21日（金）
16時45分～17時15分
場 所：本庁3階 第3会議室

次 第

1 開会

2 議題

(1) 新型コロナウイルスに関連した感染症の状況等について

(2) 岡山市の対応について

(3) 意見交換

(4) その他

3 閉会

岡山市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱（案）

（目的）

第1条 新型コロナウイルス感染症について、庁内関係機関が相互に連絡調整を図り、総合的な対策を推進することを目的として、岡山市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下、「対策本部」という。）を設置する。

（組織）

第2条 岡山市新型コロナウイルス感染症対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 岡山市新型コロナウイルス感染症対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 岡山市新型コロナウイルス感染症対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、局長級の職員を持って充てることとし、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

（会議）

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員その他の職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年2月×日から施行する。

新型コロナウイルス感染症対策について

1 経緯

- 1月15日 日本で1例目が確認
- 1月28日 指定感染症として定める政令等が公布
入院勧告、就業制限、医療機関の届出義務など
- 1月30日 世界保健機構が国際的な公衆衛生上の緊急事態を宣言
- 1月30日 国が対策本部を設置（1月31日感染症法上の指定）
- 2月1日 指定感染症の政令施行を前倒し実施
- 2月12日 感染症流行地域へ湖北省に加え、浙江省を追加
- 2月16日 国専門家会議を開催（検査基準の見直し）
- 2月20日 イベント開催に関するメッセージ（厚労省）発出

2 岡山市の主な対応

- 1月22日 保健部門の本部会議設置（本部長：保健所長）
- 1月28日 主管課及び関係課を対象に庁内連絡会議を開催
情報の提供、市民及び職員への周知など
- 1月31日 市ホームページ（トップページ）での周知開始
- 2月4日 中小企業者等に対して事業者向け経営相談窓口を設置
- 2月6日 洛陽市（友好都市）へ2万枚の医療用マスクを発送
- 2月7日 帰国者・接触者相談センター設置（県、岡山市、倉敷市）
各保健所で帰国者・接触者外来への受診調整を実施
- 2月19日 高齢者等対象に医療・福祉施設へマスク1.7万枚配布